６表の３は、「（へ）の理由」が「（ホ）の理由」と同様になる場合には、「（ホ）と同じ」と記入してもよい。また、第６表の４は、「（チ）の理由」が「（ト）の理由」と同様になる場合には、「（ト）と同じ」と記入してもよい。

18　第７表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。

19　第９表の１の欄（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量）には、次に掲げる量の合計量を記載すること。

(1)　報告対象となる全ての輸送区分の燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(2)　報告対象となる全ての輸送区分の電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

20　第９表の２の欄（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容）には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

21　貨客輸送事業者認定第１表から第３表は、貨客輸送事業者認定総括表に記載された事業者の数だけ作成すること。

22　貨客輸送事業者認定第１表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。

23　貨客輸送事業者認定第１表の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。

24　貨客輸送事業者認定第２表の使用量の欄には、報告対象となる全ての輸送区分について、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。

25　貨客輸送事業者認定第３表の１の欄（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量）には、次に掲げる量の合計量を記載すること。

(1)　報告対象となる全ての輸送区分の燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(2)　報告対象となる全ての輸送区分の電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

26　貨客輸送事業者認定第３表の２の欄（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容）には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。